

木造住宅の耐震診断と補強プランを支援します！

敦賀市では、一戸建て木造住宅の耐震化を促進するために、県と連携して耐震診断と補強プランにかかる費用の一部を補助し、支援を行っています。

●個人負担額●

【一般診断法】10,000円（耐震診断 5,000円 補強プラン作成 5,000円）

【伝統診断法】24,200円（耐震診断 13,200円 補強プラン作成 11,000円）

・伝統耐震診断法については、伝統的構法により建てられた木造住宅が対象です。

・伝統耐震診断の前に古民家鑑定及び床下インスペクション（全額自己負担）を別途受けて頂く必要があります。

※ 耐震診断と補強プラン作成は、原則としてセットでの申込みになります。

※ 平成22年度以前に耐震診断をされた方が、新たに補強プランの作成や変更を行う場合は、耐震診断と補強プラン作成は、セットでの申込みになります。

※ 平成23年度以降に耐震診断を受けられた方は、補強プランのみの申込みになります。

※ 平成22年度以前に耐震診断と補強プランの作成をされた方で、診断評点を0.7以上とする全体耐震改修、または部分耐震改修を行うための補強プランの再作成は、1回に限り補助の対象になります。

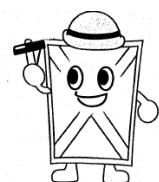
※ 過去に受けたものと同一の診断方法でない診断を行う場合は、受けた年度にかかわらず補助の対象となります。（例 平成23年度以降に一般診断法を受けた方が、新たに伝統耐震診断法を受ける場合等）

お申込みできる方

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された、3階建て以下の在来軸組工法、枠組壁工法、伝統的構法による一戸建て木造住宅の個人所有者で、当該住宅に居住する、又は耐震診断若しくは耐震改修後に居住を開始する方。

（併用住宅の場合は、延べ面積の1／2以上が住宅の用に供されているもの）

(2) 敦賀市税の滞納がない方。



お申込み方法

受付期間：4月25日（火曜日）から受付開始（先着順）

お申込先：敦賀市役所 3階 住宅政策課（電話22-8141）

お申込書：上記申込先にて配布しております。ホームページからダウンロードもできます。



一般診断法の耐震化までの流れ

ステップ
1

耐震診断

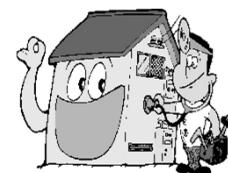
※伝統耐震診断法については評価指数で判定を行います。

伝統診断法の現地調査等は、市より委託を受けた「（一社）古民家再生協会福井」から伝統耐震診断士が派遣されます。

地震に対する安全性を専門家に診断してもらいましょう！

一般診断法による耐震診断は、図面や現地での目視調査等に基づき、「地盤・基礎」の評価とあわせて「上部構造評点」を算定し、大地震での倒壊の可能性について判定します。

上部構造評点	判 定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い



ステップ
2

補強プラン

補強プランは、耐震診断の結果に基づき、具体的な補強方法、概算の工事費用について提案する、簡易な補強計画のことです。

補強プランを参考に、耐震改修をどのように進めていくか、ご検討ください。